

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

柳井市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1)現況

本市は、山口県の南東部に位置し、冬も温暖で比較的雨の少ない過ごしやすい気候に恵まれ、水稻を中心に、麦・大豆、野菜や果樹の栽培、施設園芸等が行われている。ほ場整備の進展に合わせ、農業生産法人等の担い手に農地の集積を図る一方、山間部、半島・島しょ部に散在する農村集落では、農業従事者の減少や高齢化が進み、耕作放棄地の増加も懸念されている。

本市においては

- ① 地域の中心的経営体の育成・確保を円滑に促進するため、担い手の負担増が懸念される農道・水路等の管理を地域で支え、農業・農村の有する多面的機能の発揮を図る共同活動を支援する必要がある。
- ② 中山間地域においては急傾斜農用地が多く、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい。今後、耕作放棄地の発生を防止し、地域農業の活性化を図る観点から、この格差を補正する取組を行うことが必要である。
- ③ 農業生産活動等により、農村集落の自然環境が維持されてきたが、消費者ニーズに対応した安全・安心な農作物の安定生産や環境に対する負荷を軽減する農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2)目標

- ① 多面的機能支払を推進する地域では、法第3条第3項第1号（以下「1号事業」という。）に掲げる事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。
- ② 中山間地域等直接支払を推進する地域では、法第3条第3項第2号（以下「2号事業」という。）に掲げる事業を推進するとともに、1号事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。
- ③ 環境保全型農業直接支払を推進する地域では、法第3条第3項第3号（以下「3号事業」という。）に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
農業振興地域	1号事業及び3号事業
農業振興地域内及び地域計画区域内の農用地区域	2号事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

- (1) 1号事業において設置された推進組織に参画し、1号事業、2号事業及び3号事業の促進を行うこととする。
- (2) 2号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 第2号事業（中山間地域等直接支払）について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

柳井市全域（半島振興法）

大島地域（特定農山村法、過疎法）

平郡地域（離島振興法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田は1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地は8度以上15度未満。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 山口県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、南すおう地域水田農業ビジョンに位置付けることが出来る担い手の要件を満たした農家、組織など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。